

大田原市告示第9号

自動車臨時運行に関する規則第5条第2項の規定により、別紙の自動車臨時運行許可番号標を無効告示する。

令和8年3月10日

大田原市長 相馬 憲一

(別紙)

自動車臨時運行許可番号標	事由
栃木33-10	き損
栃木33-14	き損
栃木33-19	き損
栃木33-22	き損
栃木33-25	き損
栃木33-30	き損
栃木33-32	き損
栃木33-46	き損
栃木33-47	き損
栃木33-50	き損
宇都宮33-11	き損